

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課)

項 目 名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の廃止														
税目（条文番号）	所得税、法人税														
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 令和８年３月３１日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。 <table><tr><td></td><td>特別償却率</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>投資時期</td><td>R7.4.1～R8.3.31</td><td>R7.4.1～R8.3.31</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>45%</td><td>14%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>23%</td><td>7%</td></tr></table>				特別償却率	税額控除	投資時期	R7.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31	機械・装置	45%	14%	建物・構築物	23%	7%
		特別償却率	税額控除												
	投資時期	R7.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31												
	機械・装置	45%	14%												
建物・構築物	23%	7%													
	（２）要望の内容 令和８年３月３１日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。 <table><tr><td>【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 ○同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2</td><td>平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td><td>+377 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</td></tr></table>			【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 ○同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+377 百万円 (— 百万円) (— 百万円)									
【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 ○同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	+377 百万円 (— 百万円) (— 百万円)													
廃止又は縮減の理由	本特例措置は令和３年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。 本特例措置の創設以降、地震・津波等により直接被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和７年度までとされている第２期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。														

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 （ 廃 止 ・ 縮 減 ）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課）

項 目 名	被災代替償却資産に係る特別償却の特例措置の廃止		
税目（条文番号）	所得税、法人税		
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 個人又は法人が、令和８年３月 31 日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人または法人の事業の用に供することのできなくなった船舶（漁船）に代わるもので、その製作後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合に、その取得価額の 24%（中小企業者等以外の法人の場合 20%）の特別償却ができる。 （制度経緯） ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年 間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 5 年度 対象範囲から機械及び装置並びに建物及び構築物（増築部分を含む）を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長 （２）要望の内容 適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		
	【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— (— (—
廃止又は縮減の理由	東日本大震災から 14 年あまりが経過し事業用資産の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる資産を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		